原判決を破棄する。

被告人等を各罰金三千円に処する。

被告人等において右罰金を完納することができないときは、金二百円を 一日に換算した期間、各被告人を労役場に留置する。

被告人等に対し選挙権被選挙権を有しない期間を二年間に短縮する。

本件控訴趣意は、記録中の原審検察官検事折田信長名義控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

同控訴趣意(法律解釈並びに法令適用の誤り)について。

原判決が、本件公訴事実すなわち「被告人等に対している。 原判決が、本件公訴事実するに対している。 日頃よりすなわち」であるのであるの次男であるの次男であるのであるのであるのであるの次男であるの次男であるの次男であるの次男であるの次男であるの次男であるの次男であるのであるである。 日頃は、本件公訴事実をできるのであるののである。 日頃は、日本のであるの次男であるののである。 日頃は、日本のであるののである。 日頃は、日本のであるののである。 日頃は、日本のである。 日本のであるのである。 日本のである。 日本のである。

人等に対し無罪の言渡をしたものであることは、所論のとおりである。 〈要旨第一〉そこで同法第二二一条各号以下の罰則を以て取締りの対象としている選挙運動の意義について考えてみるの〈/要旨第一〉に、法の趣意とするところは、金銭その他の不正の利益をもつて選挙の結果を左右せんとする総ての企を禁遏し、選挙の自由公正を確保しようとする点にあることからみて、当選に有利ならしめが為にする一切の行為を意味し、従つて他人の当選を妨害する行為、選挙情勢を偵察する行為、演説会場の野次を禁止する行為等間接に候補者の当選に資する結果を打来する行為も包含し、必ずしも多数選挙人に働きかける行為であることを要しないのは勿論、直接当選に有利な結果をもたらす行為に限定する必要もない。

そして通常選挙運動は、選挙人の有効投票の比較多数獲得を目標として展開されるけれども、必らずしも適法な投票の獲得を対象とするものに限定されず、特定候補者をして一応有効な投票を獲得せしめようとする行も亦選挙運動にあたるものといわねばならない。

本件被告人等の行為は、昭和三〇年四月三〇日施行の戸畑市議会議員選挙に立候補したA候補の選挙運動者である同人の次男Cに対し、同月二五日及び二六日頃不在者の投票所入場券を示し、斯様な入場券の入手を斡旋するから、その対価とと玉金一〇万円の供与方を要求したというのであつて、右候補者の選挙運動者がはこまった。と申出でたものであるから、右候補者のため選挙運動の申出を表記して、特定候補者の当選に資する結果が期待せられる性質を動きないとの理由で、特定候補者の当選を重動にあたら所以を通じて、特定候補者の当選に資する結果が期待せられる性質を動きないとの理由で、投票すり替えは選挙運動にあたら所にといる、選挙運動とはいえないとの理由で、投票すり替えは選挙運動にあたら所にといて、選挙運動とはいるないとの理由で、投票すり替えば選挙運動にあたら所にといて、若不在者の所会が表別とはかるため斡旋する行為は、該入場券入手者において、右不在者の所会とは第二字在を捜査してその投票権を行使せしめ、又は代理投票をなさしめるのよいのというできてある。よりにできず、右判例と抵触しないものというできてある。そうだとすれば、原判決は公職選挙法第二二一条にいう選挙運動の意義を不当に

そうだとすれば、原判決は公職選挙法第二二一条にいう選挙運動の意義を不当に 狭く解釈して同条の適用を誤つたものといわねばならないこと、まことに検察官指 摘のとおりであつて、右法令適用の誤りは主文に影響を及ぼすことが明かであるか ら、原判決は刑事訴訟法第三九七条第三八〇条により破棄を免れない。論旨は理由 がある。

そして当裁判所は、直ちに判決することができるものと認めるので、同法第四〇〇条但書に従い更に判決する。

当裁判所の認定した事実は、本件起訴状記載の公訴事実と同一であるから、これを引用する。

(証拠の標目)

- 一、 被告人等の検察官に対する各供述記載並びに原審第四回公判における供述記載
 - 一、 原審証人Cの原審第三回公判調書中の供述記載
 - 一、 押収してある投票所入場券一八枚

(法令の適用)

公職選挙法第二二一条第一項第四号第一号、罰金等臨時措置法第二条(罰金刑選択)、刑法六〇条、第一八条、公職選挙法第二五二条第三項、

よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 高原太郎 裁判官 鈴木進 裁判官 厚地政信)